

令和 6 年度広報もりおか制作支援業務委託 候補者選考要領

この要領は、令和 6 年度広報もりおか制作支援業務委託（以下「本業務委託」という。）候補者の選定にあたり必要な事項を定めるものである。

1 資格要件の審査

本業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項 3 (2) の資格要件の審査は、市長公室広聴広報課が行う。

2 企画提案選考委員会の設置

本業務委託の候補者を選考するため、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 審査方法

- (1) 審査は、提案者から提出された企画提案書を基に委員会の場でプレゼンテーションとヒアリングにより行う。
- (2) 応募者が 5 者を超える場合には、委員会は事前に書類審査を実施し、5 者以内を選考した上でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (3) 書類審査を実施するにあたり、企画提案書の記載内容を聞き取りする場がある。

4 審査基準

審査事項及び配点は別表のとおりとする。

5 選考方法

- (1) 選考委員の人数に 100 点を乗じた点数を満点とする。なお、出席した選考委員の人数に 50 点を乗じた点数に満たない提案は、失格とする。
- (2) 全ての選考委員が 0 点を付けた審査事項がある場合は、失格とする。
- (3) 委員会の委員は、審査事項の審査の観点ごとに評価を行い、評点を付ける。
- (4) (3) の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位 3 者までの順位点（1 位－5 点、2 位－3 点、3 位－1 点）を付け、委員会で合計した順位点の総得点により順位を付ける。なお、総得点が高同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とする。
- (5) その他選考にあたり必要な事項は、選考委員が協議して定める。

6 選考結果の公表

選考結果は、提案者全員に書面により通知するとともに、委託候補者を盛岡市ホームページで公表する。

(別表)

審査事項	審査の観点	配点
業務実績 (15点)	提案者がこれまで実施した同種又は類似の業務実績、及び特筆すべき業務成果は優れているか 【実績調書】	10
	本業務に携わる担当者の業務実績等は優れているか 【企画提案書3】	5
企画提案の内容 (45点)	広報もりおかの現状分析と課題を的確に捉え、課題を解消するための提案は独創性に優れているか 【企画提案書1】	15
	見本紙制作の視点や内容は分かりやすく、体裁はバランスが取れているか 【企画提案書2(1)】	10
	研修は職員の技術向上が見込める提案か 【企画提案書2(2)】	10
	その他、優れた要素があるか 【企画提案書4】	10
業務体制 (30点)	市の要求に対応し、円滑かつ効率的に業務を行う体制を有しているか 【企画提案書3】	15
	市の企画に対して、多角的な視点から助言できる体制を有しているか 【企画提案書3】	15
事業予算 (10点)	見積額は各項目とも妥当性があるか 【事業予算書】	10
計		100